

衛生委員会だより

番外編

令和4年10月

社会福祉法人ならやま会

法人本部（育児休業等に関する相談窓口）



社会福祉法人ならやま会
育児休業等に関する相談窓口

設置場所：法人本部（わかくさ園内）

担当：橋本、堀

相談時間：平日午前9時から午後5時

令和4年、育児・介護休業法が改正されています！！

ならやま会からお願いすること：

☆お手元の『両立支援パンフレット』の内容はよく読んでおいてください。

☆いよいよご家族が増える！！というときには、相談窓口までご連絡ください。支援についてご説明し、手続等のお手伝いをします。育児休業の取得なども含めて、ご家族で今後の子育てについてよく話し合ってください。

☆差し迫ってご家族が増える場合でなくても、お気軽に、相談窓口までお問い合わせください。

育児・介護休業法の改正点※ならやま会も「育児・介護休業等の規則」を変更します。

- ①有期契約職員への育児休業、介護休業取得の制約の緩和。
- ②育児休業の分割取得（2回まで）が可能になりました。
- ③産後パパ育休（出生時育児休業）制度の開始。

※お父さんが、お子さんが生まれて8週間までの間に4週間まで2回に分けて取得できる新しい育児休業制度です。

子育てや介護に関わる職場のハラスメントは…
ハラスメント相談窓口まで



10月1日から7日までストレスチェックを実施しています。ご協力お願いいたします。